



山形県公報

平成24年5月18日(金)
第2343号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(危機管理課) ……603

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……604
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……605
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……606
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……607
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……610
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

- 政治団体の設立……………611
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………614
- 資金管理団体の指定……………615
- 資金管理団体の指定の取消……………同

### 公 告

- 平成24年度狩猟免許試験の実施……………(みどり自然課) ……同
- 平成24年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施……………(同) ……616
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……617
- 平成25年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施……………(教育委員会) ……619
- 警備員指導教育責任者講習の実施……………(公安委員会) ……625
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……627

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第31号**

**山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則**

山形県災害救助法施行細則（昭和35年 1月県規則第 4号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 2 号口中「2,387,000円」を「2,401,000円」に改め、同表第 3 項第 3 号イの表中

|        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 17,300 | 22,300 | 32,800 | 39,300 | 49,800 |
| 28,600 | 37,000 | 51,600 | 60,400 | 75,900 |

を

|        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 17,200 | 22,200 | 32,700 | 39,200 | 49,700 |
| 28,500 | 36,900 | 51,400 | 60,200 | 75,700 |

に改め、同号口の表中

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      |
| 11,400 | 13,800 | 17,500 |
| 16,900 | 20,000 | 25,400 |

を

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      |
| 11,400 | 13,800 | 17,400 |
| 16,800 | 19,900 | 25,300 |

に改め、

同別表第12項第 2 号中「134,200円」を「133,900円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第517号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 西 條 ク リ ニ ッ ク     | 山形市あこや町三丁目12番15号    | 平成24. 4. 1 |
| 白 田 歯 科 医 院       | 寒河江市大字西根字石川西269番地 1 | 同          |

**山形県告示第518号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年 5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称           | 指定医療機関の所在地          | 廃止年月日       |
|---------------------|---------------------|-------------|
| 西 條 ク リ ニ ッ ク       | 山形市あこや町三丁目12番15号    | 平成24. 3. 31 |
| 白 田 内 科 外 科 歯 科 医 院 | 寒河江市大字西根字石川西269番地 1 | 同           |
| 沓 沢 内 科 医 院         | 新庄市本町 5 番12号        | 同 4. 28     |

**山形県告示第519号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
アイン薬局天童店  
天童市鎌田一丁目6番8号
- 届出の内容

| 指定医療機関の所在地   |              | 変更年月日        |
|--------------|--------------|--------------|
| 変 更 前        | 変 更 後        |              |
| 天童市鎌田一丁目3街区1 | 天童市鎌田一丁目6番8号 | 平成23. 11. 14 |

**山形県告示第520号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称     | 開 設 者   | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地          | 指 定 年 月 日  |
|---------------|---------|------------------------------|------------|
| 手 あ て ん 接 骨 院 | 中 里 亮 文 | 山形市若宮三丁目7番8号 イオンモール<br>山形南2F | 平成24. 4. 1 |

**山形県告示第521号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                                 |                 |                 |                        |             |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|------------------------|-------------|
| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地     |                 | 障害福祉サービスの種類            | 変更年月日       |
|                                 | 変更前             | 変更後             |                        |             |
| 特定非営利活動法人あらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | ヘルパーステーションあらた   |                 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護 | 平成24. 3. 30 |
|                                 | 酒田市東町一丁目15番地の25 | 酒田市船場町一丁目7番地30号 |                        |             |

## 山形県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小原土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所        |
|----------|-----------|------------|
| 理 事      | 森 谷 仙 一 郎 | 天童市川原子1640 |
| 同        | 仲 野 照 男   | 同 1296     |
| 同        | 矢 萩 吉 美   | 同 1452- 1  |
| 同        | 矢 萩 義 信   | 同 1437     |
| 同        | 矢 萩 馨     | 同 1400     |
| 同        | 矢 萩 和 広   | 同 1584     |
| 同        | 矢 萩 啓 三   | 同 1321     |
| 同        | 矢 萩 勝 雄   | 同 1728     |
| 同        | 森 谷 千 秋   | 同 1310     |
| 同        | 矢 萩 市 雄   | 同 1708     |
| 同        | 矢 萩 正 巳   | 同 1641- 4  |
| 監 事      | 森 谷 正 秀   | 同 1291     |
| 同        | 矢 萩 利 憲   | 同 1306     |

## 山形県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小原土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所         |
|----------|-------|------------|
| 理事       | 森谷仙一郎 | 天童市川原子1640 |
| 同        | 仲野照男  | 同 1296     |
| 同        | 矢萩吉美  | 同 1452-1   |
| 同        | 矢萩義信  | 同 1437     |
| 同        | 矢萩和広  | 同 1584     |
| 同        | 矢萩啓三  | 同 1321     |
| 同        | 矢萩勝雄  | 同 1728     |
| 同        | 矢萩正巳  | 同 1641-4   |
| 同        | 森谷康人  | 同 1310     |
| 同        | 矢萩道雄  | 同 1708     |
| 同        | 森谷健一  | 同 1488-3   |
| 監事       | 森谷正秀  | 同 1291     |
| 同        | 矢萩馨   | 同 1400     |

#### 山形県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年5月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
大江町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷戊276-13
- 3 認可年月日  
平成24年5月9日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年5月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市小穴字大山沢2423-3、2423-4、2423-8、2423-10、2423-11、2423-13
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市永野字蔵王山2198、2195-2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市川口字沼ヶ平1523、1526、1529、1530
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字大井沢字沼759、字キタハシ2585
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字入間字対馬林1415-1、字蟹沢口309、字蟹沢1419、1421-1、1422

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字入間字境道1946－1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字睦合字西沢丙746－1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字睦合字西沢丙746－1（次の図に示す部分に限る。）、丙746－4、丙746－5
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字入間字一ツ小柳362、1740－2、字田ノヒド363、364、字小清水1491－2、1491－3、1491－4、1491－5、2320－5、2320－9、字木ノ根沢1507－1、1507－4、1507－5、1507－6、字高平2094－8、2094－10、2094－12、2094－13、2094－19、2094－21、2316－1、字庄六荒2311－1、2311－2、

字檜木平2315-2、字西ノ沢2321、字西ノ袋2322

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに上山市役所及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年5月18日から同年5月31日まで縦覧に供する。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                           | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|-----------------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 西置賜郡白鷹町大字山口字若宮西2844番2から<br>同 大字鮎貝字八幡三1197番1まで | 旧    | 13.0メートル<br>} 8.0  | 360メートル |
| 同 上                                           | 新    | 26.0メートル<br>} 12.0 | 同 上     |

### 山形県告示第527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東根市神町北部土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東根市神町地域（東根市神町北部土地区画整理事業地内）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年4月16日から同年6月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（測地成果2011～座標変換）

### 山形県告示第528号

次の開発行為は、完了した。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年12月8日 指令村総建第5018号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称



上山市仙石字元糸目786番1、786番2、786番3、786番4、786番5、786番6、786番7、786番9、786番10、787番、788番、789番、790番1、790番2、790番3、790番4、790番5、791番、792番、793番、794番、795番1の一部、797番、798番1、898番、898番1号、899番1、900番、901番、902番、903番、903番1、903番2、904番1、904番2、905番1、906番1、906番2、906番乙号、906番丙号、907番、907番1、907番2、907番乙号、908番、908番乙号、909番、909番乙号、910番、911番1、911番2、911番3、911番乙号、911番丙号、912番、912番乙号、913番、914番、915番、916番、916番乙号、918番、919番、920番、921番、922番、923番、924番、925番、925番乙号、2025番2の一部、788番先、792番先、仙石字石橋894番1、894番1先、仙石字梅ノ木777番、778番1、778番2、779番、780番1、780番2、781番1、781番2、782番、783番2、863番、869番、870番、871番1、1993番の一部、高野字射留前6番3、7番

- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年5月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日           |
|----------|--------|----------|-------------------|-----------------|
| 小松伸也後援会  | 佐藤忠吉   | 池田廣一     | 最上郡真室川町大字大沢810-1  | 平成<br>24. 2. 20 |
| 小林新太郎後援会 | 渡部錬太郎  | 岡村俊春     | 西置賜郡小国町大字小国町172番地 | 同<br>3. 28      |

#### 山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成24年5月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称    | 異動事項       | 内 容            |                 | 届出年月日           |
|------------|------------|----------------|-----------------|-----------------|
|            |            | 新              | 旧               |                 |
| 自由民主党戸沢村支部 | 主たる事務所の所在地 | 最上郡戸沢村大字津谷1257 | 最上郡戸沢村大字神田972-2 | 平成<br>24. 1. 10 |
|            | 代表者の氏名     | 早坂文也           | 高橋剛             |                 |
|            | 会計責任者の氏名   | 小野宏            | 加藤文明            |                 |
|            | 主たる事務所の所在地 | 最上郡鮭川村大字川口3408 | 最上郡鮭川村大字川口312   |                 |

|                 |            |                     |                 |           |
|-----------------|------------|---------------------|-----------------|-----------|
| 自由民主党鮭川村支部      | 代表者の氏名     | 矢口秀資                | 横山小一郎           | 同<br>1.25 |
|                 | 会計責任者の氏名   | 荒木京子                | 黒坂一昌            |           |
| 自由民主党山形県鶴岡市第三支部 | 会計責任者の氏名   | 前田徳一                | 菅原茂             | 同<br>3.2  |
| 自由民主党高島町支部      | 主たる事務所の所在地 | 東置賜郡高島町大字高島778番地の10 | 東置賜郡高島町大字深沼2336 | 同<br>3.27 |
|                 | 代表者の氏名     | 島津良平                | 竹田千恵子           |           |
|                 | 会計責任者の氏名   | 竹田修一                | 近野誠             |           |
| 自由民主党櫛引支部       | 代表者の氏名     | 松田茂                 | 今野慎太郎           | 同<br>3.29 |
| 自由民主党山形県第二選挙区支部 | 代表者の氏名     | 鈴木憲和                | 遠藤利明            | 同<br>4.13 |
|                 | 会計責任者の氏名   | 皆川友宏                | 佐藤真彦            |           |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称      | 異動事項     | 内 容      |          | 届出年月日        |
|--------------|----------|----------|----------|--------------|
|              |          | 新        | 旧        |              |
| うめつ博士後援会     | 会計責任者の氏名 | 大場清明     | 軽部正行     | 平成<br>24.2.6 |
| 山田ひとし後援会     | 政治団体の名称  | 山田ひとし後援会 | 山田仁を励ます会 | 同<br>2.17    |
| 伸和会（小松伸也後援会） | 代表者の氏名   | 小松伸也     | 佐藤忠吉     | 同<br>2.20    |
| 菅原元後援会       | 会計責任者の氏名 | 前田徳一     | 菅原茂      | 同<br>3.2     |
| 菅原たかお後援会     | 代表者の氏名   | 佐竹政利     | 大木一男     | 同<br>3.7     |
|              | 会計責任者の氏名 | 岩崎清弘     | 佐竹修喜     |              |
| 広友会          | 会計責任者の氏名 | 池田勝      | 池田紘一     | 同<br>3.9     |
| 島貫徳右エ門後援会    | 代表者の氏名   | 平仁三郎     | 鈴木菊雄     | 同            |
| 遠藤武彦後援会      | 会計責任者の氏名 | 遠藤武彦     | 石上猪勢衛    | 同<br>3.15    |
| 加藤信明後援会      | 代表者の氏名   | 深瀬四郎     | 星川晋隆     | 同            |
|              | 会計責任者の氏名 | 加藤勝子     | 深瀬四郎     |              |
| 今野誠一後援会      | 会計責任者の氏名 | 佐藤真理     | 伊藤剛      | 同<br>3.16    |
| 坂本貴美雄連合後援会   | 代表者の氏名   | 坂本貴美雄    | 押切六郎     | 同<br>3.21    |

|                       |            |                     |                          |           |
|-----------------------|------------|---------------------|--------------------------|-----------|
| きざわ良一後援会              | 会計責任者の氏名   | 木 沢 良 一             | 柏 倉 丈 夫                  | 同<br>3.22 |
| しばた雅章後援会              | 主たる事務所の所在地 | 山形市桜田西1-4-2         | 山形市香澄町1-15-16 駅前センタービル2F | 同         |
| 吉田みえを育てる会             | 代表者の氏名     | 後 藤 勝               | 小 下 正 三                  | 同         |
| 鈴木光一後援会               | 会計責任者の氏名   | 菅 井 信 彦             | 渡 辺 忠 義                  | 同<br>3.26 |
| なおしま義友後援会             | 代表者の氏名     | 直 島 義 友             | 小 林 精 一                  | 同         |
| 山形の未来を考える会            | 主たる事務所の所在地 | 山形市桜田西一丁目4番2号       | 山形市南栄町3-7-36 サンライズ幸輪1-C  | 同         |
| 笑顔あふれる山形田中英子を支える会     | 会計責任者の氏名   | 鈴 木 寛 幸             | 高 橋 宣 之                  | 同<br>3.28 |
| 幸福実現党庄内後援会            | 会計責任者の氏名   | 成 田 庄 子             | 那 須 聡 明                  | 同         |
| 山形県土地家屋調査士政治連盟        | 会計責任者の氏名   | 今 野 繁               | 中 村 金 雄                  | 同         |
| 山形県民社協会米沢支部           | 代表者の氏名     | 藤 原 努               | 富 樫 光 昭                  | 同         |
|                       | 会計責任者の氏名   | 奥 山 直 人             | 藤 原 努                    |           |
| 夢 倶 楽 部               | 代表者の氏名     | 藤 原 努               | 富 樫 光 昭                  | 同         |
|                       | 会計責任者の氏名   | 奥 山 直 人             | 藤 原 努                    |           |
| 明るい未来を語る市民の会（関谷幸子後援会） | 主たる事務所の所在地 | 米沢市小野川町2584         | 米沢市金池2丁目1-11 金池ビル1F      | 同<br>3.29 |
| 新 政 ク ラ ブ             | 代表者の氏名     | 渋 谷 耕 一             | 野 村 廣 登                  | 同         |
|                       | 会計責任者の氏名   | 寒 河 江 俊 一           | 本 間 新 兵 衛                |           |
| なす良太後援会               | 代表者の氏名     | 伊 藤 弘 也             | 三 国 武                    | 同<br>3.30 |
| 菅原のぶひろ後援会             | 会計責任者の氏名   | 柴 田 雄               | 竹 埜 一 男                  | 同<br>4.2  |
| 小池克敏飯豊後援会             | 主たる事務所の所在地 | 西置賜郡飯豊町大字黒沢2401番地の2 | 飯豊町大字萩生789               | 同<br>4.3  |
|                       | 代表者の氏名     | 横 澤 浩 雄             | 樋 口 哲 郎                  |           |
| 電機連合山形地協政治活動委員会       | 代表者の氏名     | 井 上 雄 吾             | 森 俊 幸                    | 同         |
|                       | 会計責任者の氏名   | 渡 辺 洋 美             | 熊 沢 年 啓                  |           |
| まつだ収作を励ます会            | 代表者の氏名     | 山 田 明 良             | 安 達 勝 一                  | 同         |

|           |        |        |         |            |
|-----------|--------|--------|---------|------------|
| えんどう吉久後援会 | 代表者の氏名 | 鈴木 傳 吉 | 遠 藤 健 悦 | 同<br>4. 6  |
| 横山小一郎後援会  | 代表者の氏名 | 佐 藤 勝  | 横 山 伝 平 | 同<br>4. 13 |

## 山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成24年5月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 解散年月日        |
|------------|---------|--------------|
| 飯沢テツ後援会    | 飯 沢 三 幸 | 平成23. 5. 7   |
| 五十嵐謙一後援会   | 小 坂 忠 雄 | 平成23. 6. 1   |
| 酒井せいえつ後援会  | 井 上 博   | 平成23. 7. 2   |
| 松田良吉後援会    | 田 村 謹 一 | 平成23. 10. 1  |
| 渡部まこと後援会   | 中 川 雄 一 | 平成23. 12. 10 |
| 五十嵐政司後援会   | 大 滝 敏 男 | 平成23. 12. 27 |
| 井上吉三郎後援会   | 大 類 隆   | 平成23. 12. 30 |
| 長谷川裕後援会    | 長 谷 川 裕 | 平成23. 12. 30 |
| あけぼの会      | 長 瀬 洋 男 | 平成23. 12. 31 |
| 阿部忠臣後援会    | 坂 田 昌 昭 | 平成23. 12. 31 |
| とうご宗次後援会   | 藤 後 宗 次 | 平成23. 12. 31 |
| 鈴木ひであき後援会  | 高 橋 政 一 | 平成24. 2. 25  |
| 遠藤武彦後援会    | 遠 藤 武 彦 | 平成24. 2. 29  |
| 斎藤春美後援会    | 伊 藤 泰 雄 | 平成24. 3. 3   |
| 坂本貴美雄後援会   | 矢 口 博   | 平成24. 3. 20  |
| チェンジ!やまがた  | 庄 司 孝 範 | 平成24. 3. 31  |
| 桑原ひとしを育てる会 | 板 垣 文 男 | 平成24. 4. 1   |

|         |         |             |
|---------|---------|-------------|
| 齊藤大作後援会 | 阿 波 義 男 | 平成24. 4. 10 |
|---------|---------|-------------|

## 山形県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成24年5月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出者の氏名  | 公職の種類   | 資金管理団体の名称    | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名  | 届出年月日       |
|---------|---------|--------------|------------------|---------|-------------|
| 小 松 伸 也 | 山形県議会議員 | 伸和会（小松伸也後援会） | 最上郡真室川町大字大沢810-1 | 小 松 伸 也 | 平成24. 2. 20 |

## 山形県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成24年5月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名  | 指定取消年月日      |
|------------------------|---------|-----------|------------|---------|--------------|
| 長 瀬 洋 男                | 山形市議会議員 | あけぼの会     | 山形市大字漆山488 | 長 瀬 洋 男 | 平成23. 12. 31 |

## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         |
|---------------|-------------|
| 平成24年8月24日（金） | 村山総合支庁（本庁舎） |
| 平成24年9月9日（日）  | 庄内総合支庁（本庁舎） |

## 2 時間

午前9時から午後5時まで

## 3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成24年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において20歳未満の者を除く。

## 4 受験手続

(1) 提出書類

- イ 狩猟免許申請書
- ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）
  - (イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びびうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
  - (ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）
- ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
- (2) 提出先  
環境エネルギー部みどり自然課
- (3) 提出期間
  - イ 8月24日に実施する試験を受験する場合 7月23日（月）から8月10日（金）まで
  - ロ 9月9日に実施する試験を受験する場合 8月6日（月）から8月24日（金）まで
- 5 その他  
詳細については、環境エネルギー部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成24年 5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日            | 場 所         | 受験者の居住地     |
|----------------|-------------|-------------|
| 平成24年 7月 3日（火） | 村山総合支庁（本庁舎） | 天童市、上山市     |
| 平成24年 7月 4日（水） | 村山総合支庁（本庁舎） | 山形市、山辺町     |
| 平成24年 7月10日（火） | 置賜総合支庁（本庁舎） | 米沢市         |
| 平成24年 7月11日（水） | 置賜総合支庁（本庁舎） | 南陽市、川西町     |
| 平成24年 7月12日（木） | 村山総合支庁（西庁舎） | 寒河江市、朝日町    |
|                | 置賜総合支庁（本庁舎） | 高島町         |
| 平成24年 7月13日（金） | 村山総合支庁（西庁舎） | 河北町、西川町、大江町 |
| 平成24年 7月18日（水） | 村山総合支庁（北庁舎） | 村山市、尾花沢市    |
|                | 置賜総合支庁（西庁舎） | 長井市         |
| 平成24年 7月19日（木） | 村山総合支庁（北庁舎） | 東根市、大石田町    |
|                | 置賜総合支庁（西庁舎） | 白鷹町、飯豊町     |

|               |             |                           |
|---------------|-------------|---------------------------|
| 平成24年7月20日（金） | おぐに開発総合センター | 小国町                       |
| 平成24年7月24日（火） | 最上総合支庁（本庁舎） | 最上総合支庁管内の市町村              |
| 平成24年7月26日（木） | 最上総合支庁（本庁舎） | 最上総合支庁管内の市町村              |
| 平成24年7月27日（金） | 最上総合支庁（本庁舎） | 最上総合支庁管内の市町村              |
| 平成24年8月7日（火）  | 庄内総合支庁（本庁舎） | 酒田市八幡地区・平田地区・松山地区、庄内町、三川町 |
| 平成24年8月22日（水） | 庄内総合支庁（本庁舎） | 酒田市酒田地区、遊佐町               |
| 平成24年8月28日（火） | 庄内総合支庁（本庁舎） | 鶴岡市鶴岡地区・藤島地区・羽黒地区         |
| 平成24年9月5日（水）  | 庄内総合支庁（本庁舎） | 鶴岡市櫛引地区・朝日地区・温海地区         |
| 平成24年9月12日（水） | 村山総合支庁（本庁舎） | 山形市、中山町                   |
| 平成24年9月14日（金） | 村山総合支庁（本庁舎） | 山形市                       |

## 2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成24年9月14日の狩猟免許を所持する者

## 3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては、当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

## (1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

## (2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

## 4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、リーチスタッカーの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成24年6月27日（水） 午前11時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 リーチスタッカー 1台

- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成25年3月27日（水）
  - (4) 納入場所 酒田市高砂地内 酒田港国際ターミナル
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証する書類及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成24年6月13日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、



審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Reach Stacker: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00A.M. June 27, 2012
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

平成25年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成24年5月18日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 相 馬 周 一 郎

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

| 校 種 ・ 職                         |             | 教 科 ・ 科 目                                                                                           | 選 考 区 分                    |                                                                    |                                      | 採用見込数                                               |                   |  |      |
|---------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------|--|------|
| 義<br>務<br>教<br>育<br>諸<br>学<br>校 | 小 学 校 教 諭   |                                                                                                     | 一般選考                       | 教<br>職<br>大<br>学<br>院<br>修<br>了<br>見<br>込<br>者<br>特<br>別<br>選<br>考 | 現<br>職<br>教<br>員<br>特<br>別<br>選<br>考 | 身<br>体<br>障<br>が<br>い<br>者<br>特<br>別<br>選<br>考<br>※ | 約80名              |  |      |
|                                 | 中 学 校 教 諭   | 国語、社会、数学、理科、音楽、<br>美術、保健体育                                                                          | 一般選考                       |                                                                    |                                      |                                                     | 約50名              |  |      |
|                                 |             | 英語                                                                                                  | 一般選考及び<br>社会人特別選考          |                                                                    |                                      |                                                     |                   |  |      |
|                                 | 特 別 支 援 学 校 | 小学部教諭                                                                                               |                            |                                                                    |                                      |                                                     | 一般選考              |  | 約25名 |
|                                 |             | 中学部教諭                                                                                               | 国語、社会、数学、理科、音楽、<br>美術、保健体育 |                                                                    |                                      |                                                     | 一般選考              |  |      |
|                                 |             |                                                                                                     | 英語                         |                                                                    |                                      |                                                     | 一般選考及び<br>社会人特別選考 |  |      |
| 高 等 学 校                         | 教 諭         | 国語、「世界史・日本史」、地理、<br>数学、物理、生物、保健体育、美術、<br>情報、農業、水産                                                   | 一般選考                       |                                                                    | 約25名                                 |                                                     |                   |  |      |
|                                 |             | 英語、電気、機械、福祉                                                                                         | 一般選考及び<br>社会人特別選考          |                                                                    |                                      |                                                     |                   |  |      |
|                                 | 助 教 諭       | 電気、機械                                                                                               | 一般選考及び<br>社会人特別選考          |                                                                    |                                      |                                                     |                   |  |      |
| 養 護 教 諭                         |             |                                                                                                     | 一般選考                       |                                                                    | 若干名                                  |                                                     |                   |  |      |
| 栄 養 教 諭                         |             |                                                                                                     | 一般選考                       |                                                                    | 若干名                                  |                                                     |                   |  |      |
| ※身体障がい者特別選考                     |             | 上記のすべての校種・職及び教科・科目を対象に、一般選考・社会人特別選考・教職大学院修了見込者特別選考・現職教員特別選考とは別に選考する。採用見込数は約10名とし、校種・職ごとの採用見込数に含まれる。 |                            |                                                                    |                                      |                                                     |                   |  |      |

- (注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
- 2 中学校及び特別支援学校中学部の志願者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望として

それぞれ特別支援学校中学部及び中学校を併願することができる（ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成25年3月31日までに取得する見込みの者に限る）。

## 2 志願者の資格

### (1) 一般選考の志願者の資格

次のイ及びロのすべてに該当する者に限る。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状<sup>1</sup>、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は平成25年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気及び機械の助教諭を志願する者にあつては大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業見込みの者とする。

なお、各普通免許状は、平成25年4月1日時点で有効なものとする。（修了確認期限（延期後を含む）が平成25年3月31日以前の者は、平成25年4月1日時点で更新講習修了確認等の必要な手続きが完了していること。）

\* 1 特別支援学校においては特別支援学校教諭、盲、聾<sup>ろう</sup>又は養護学校教諭の普通免許状に加えて該当学部の教諭の普通免許状

### (2) 社会人特別選考の志願者の資格

次のイ、ロ、ハのすべてに該当する者に限る。

イ 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の平成25年4月1日時点で有効な普通免許状を有する者又は平成25年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気及び機械の助教諭を志願する者にあつては大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者とする。

ハ 志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者（平成25年3月31日現在）

### (3) 身体障がい者特別選考の志願者の資格

上記(1)に該当する者で、かつ、次の要件イ、ロをすべて満たす者に限る。

イ 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者

ロ 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者

### (4) 教職大学院修了見込者特別選考の志願者の資格

上記(1)に該当する者で、かつ、次の要件を満たす者に限る。

平成23年4月から教職大学院に在籍し平成25年3月に修了見込みの者で、平成22年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者。ただし、合格した校種・教科・科目についてのみ志願できる。

### (5) 現職教員特別選考の志願者の資格

上記(1)に該当する者で、かつ、次の要件を満たす者に限る。

平成25年3月31日現在、本県以外において、志願する校種・教科・科目で、国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員として、継続して5年以上在職している40歳未満の心身ともに健康な者。なお、正式採用教員とは期限を付さないで採用された者をいう。

※ 上記(1)(2)の欠格条項について、虚偽の申告があつた場合は、選考結果を無効とし、採用を取り消すものとする。

## 3 出願手続

### (1) 志願書等の用紙の交付

平成24年5月18日（金）から教育庁総務課教職員室教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）し、140円切手（速達は410円）をはった角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

### (2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの（(ロ)と(ハ)は切り離さないこと）

(イ) 志願書

(ロ) 受験票

(ハ) 体育実技試験選択希望記入票（小学校及び特別支援学校小学部の志願者並びに中学校、特別支援学校中

学部及び高等学校の保健体育の志願者のみ記入)

(ニ) 受験者登録票

(ホ) 封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）2通

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、下宿、借間等の場合は〇〇様方と詳記し、80円切手をはること。

(ハ) 身体障がい者特別選考で受験する場合は「身体障害者手帳」の写し

(ト) 現職教員特別選考で受験する場合は「在職証明書」（厳封親展）

※ 在職証明書の様式は、インターネット上の「山形県ホームページ」から→「試験等情報」→「教員の採用について」→「平成25年度採用選考試験実施要項」と進み、ダウンロードすること。

ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること）

(イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

(ロ) 推薦書（厳封親展）

※ 推薦書の様式は、第一次試験の合格者に送付するとともに、第一次試験の結果発表後に「山形県ホームページ」の「試験等情報」→「教員の採用について」の中で閲覧することができる。

(ハ) 免許状の写し（表裏両面を複写したもの）又は免許状取得見込証明書

ただし、助教諭を志願する者にあつては、免許状の写し等を提出する必要はない。

(ニ) 封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）1通

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、下宿、借間等の場合は〇〇様方と詳記し、80円切手をはること。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

| 受 付 期 間                                         | 受 付 時 間          | 提 出 先                                            |
|-------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------|
| 平成24年5月21日（月）から<br>同 6月1日（金）まで<br>（土曜日及び日曜日を除く） | 午前9時から<br>午後5時まで | 〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号<br>山形県教育庁総務課教職員室教員採用担当 |

イ 出願は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（小、中、特別支援・小、特別支援・中、高、養教、栄教の別を記入すること）在中」と朱書すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成24年6月1日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験場

| 期日                      | 志 願 校 種 ・ 職                                                                           | 試 験 場                                                                     |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 平成24年7月21日（土）及び7月22日（日） | ①小学校の教諭<br>②特別支援学校小学部の教諭<br>③中学校保健体育の教諭<br>④特別支援学校中学部保健体育の教諭<br>⑤高等学校保健体育の教諭<br>⑥栄養教諭 | 山形中央高等学校<br>山形市鉄砲町二丁目10番73号<br>（電話023(641)7311）                           |
|                         | ①中学校音楽の教諭<br>②特別支援学校中学部音楽の教諭                                                          | 山形北高等学校<br>山形市緑町二丁目2番7号<br>（電話023(622)3505）<br>※7月22日の会場等については7月21日に指示する。 |

|                                                                                                                                                         |                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| ①中学校の国語、社会、数学、理科、美術及び英語の教諭<br>②特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術及び英語の教諭<br>③高等学校の国語、「世界史・日本史」、地理、数学、物理、生物、美術、英語、情報、福祉、農業及び水産の教諭<br>④高等学校の電気及び機械の教諭及び助教諭<br>⑤養護教諭 | 上山明新館高等学校<br>上市市仙石650<br>(電話023(672)1701) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|

ロ 試験科目及び内容

(イ) 集団討議

(ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

| 志願<br>校種・職  |                                 | 試験内容              |               | 筆 記 試 験                                                                            |       | 実 技 試 験                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|---------------------------------|-------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |                                 | 教養等               | 教科・科目         | 教養等                                                                                | 教科・科目 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 一<br>般<br>考 | 義<br>務<br>教<br>育<br>諸<br>学<br>校 | 小学校教諭             | 教職教養・<br>一般教養 | 小学校の全教科                                                                            |       | ・水泳（25メートル）※水中からのスタート<br>・器械運動（マット運動、鉄棒運動のうちいずれかを選択）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|             |                                 | 中学校教諭             | 同上            | 出願した教科                                                                             |       | ○音楽<br>・新曲視唱、新曲視奏及び移調奏をすること<br>・バッハ作曲インベンション（2声）の8番（へ長調）をピアノ演奏すること<br>・中学校学習指導要領（平成20年3月告示）による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、指揮をしながら歌うこと（伴奏なし）<br>・随意曲…歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲を伴奏なしで演奏すること（ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可）なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること（試験終了後返却）<br>○美術 当日指示するもの<br>○保健体育<br>・水泳（50メートル）<br>・次の5領域から2領域選択<br>陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目）、武道（柔道、剣道のうち1種目）、ダンス<br>○英語 英語による面接 |
|             |                                 | 特別支援学校<br>教諭      | 同上            | 小学部は全教科、中学部は<br>出願した教科                                                             |       | 小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             | 高等学校                            | 教 諭<br>—<br>助 教 諭 | 同上            | 出願した教科・科目<br>○物理及び生物にあつては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。<br>○電気及び機械にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。 |       | ○美術 当日指示するもの<br>○保健体育 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ<br>○英語 英語による面接                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                |                                            |                                                 |             |
|----------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------|
| 養 護 教 諭        | 同 上                                        | 養護に関する専門科目                                      | 当日指示するもの    |
| 栄 養 教 諭        | 同 上                                        | 食育及び学校給食に関する専門科目                                |             |
| 社会人特別選考        | 小論文                                        | 出願した教科・科目<br>○電気及び機械にあつては「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。 | ○英語 英語による面接 |
| 教職大学院修了見込者特別選考 | 第一次選考試験を免除する。                              |                                                 |             |
| 現職教員特別選考       | 第一次選考試験において、「教職教養・一般教養」を「小論文」に代える。         |                                                 |             |
| 身体障がい者特別選考     | 原則として一般選考と同様に行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。 |                                                 |             |

ハ 日程

| 日 時      | 試験実施内容                             | 日 時      | 試験実施内容                                                                                                        |
|----------|------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7月21日(土) | 午前8時40分から<br>午前9時まで                | 7月22日(日) | 午前9時から<br>午後5時まで<br><br>○集団討議（全員）<br>○実技試験（小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみ）<br><br>※集合時刻については前日指示し、会場等の詳細については当日指示する。 |
|          | 午前9時10分から<br>午前10時30分まで            |          |                                                                                                               |
|          | 午前10時50分から<br>午後0時40分まで            |          |                                                                                                               |
|          | 午後1時50分から<br>午後5時まで                |          |                                                                                                               |
|          | 受付（生徒昇降口）                          |          |                                                                                                               |
|          | 教職教養・一般教養<br>（一般選考・身体障がい者特別選考の志願者） |          |                                                                                                               |
|          | 小論文<br>（社会人特別選考、現職教員特別選考の志願者）      |          |                                                                                                               |
|          | 教科・科目                              |          |                                                                                                               |
|          | 実技試験（小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者を除く）     |          |                                                                                                               |

実技試験を課す教科・科目についての教科・科目の筆記試験（小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭に係るものを除く）にあつては、午後0時20分までとする。

7月21日（1日目）午後の実技試験の集合時刻については、志望する校種の教科・科目ごと当日指示する。

ニ 当日持参するもの

(イ) 受験票

(ロ) 筆記用具（三角定規、コンパスを含む）

(ハ) 内履き及び下足用ビニール袋

(ニ) 高等学校の電気、機械及び情報の受験者は、電卓（プログラム機能付電卓は不可）

(ホ) 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの

○小学校及び特別支援学校小学部……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（内履き）

○音 楽……楽譜（随意曲の楽譜は提出）、楽器（ピアノ以外の楽器を使用する場合）

○美 術……鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、画筆、水彩絵の具（固形タイプは不可）、パレット、筆ふき用スポンジ（布も可）、筆洗、実習衣

○保健体育……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（武道を選択する者はその用具）

○養護教諭……実技試験にふさわしい服装

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接、実技試験、適性検査及び作文）

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

| 期 日                                | 試 験 場                                            |
|------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 9月11日（火）及び9月12日（水）の<br>いずれか1日又は2日間 | 山形県教育センター（天童市大字山元字犬倉津2515番地）<br>（電話023（654）2155） |

ロ 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

(イ) 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、伴奏なしによる歌唱をする。なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(ロ) 図画工作の内容は、当日指示する。持ち物は、鉛筆、消しゴム、直定規、三角定規、コンパスとする。

## 5 選考試験結果の発表・通知

(1) 第一次選考試験の結果発表は8月31日（金）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は10月5日（金）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。

また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。また、電報・電子メール等による結果連絡も行わない。

(3) 第一次選考試験の筆記試験、実技試験及び集団討議の得点と総合ランク、第二次選考試験の模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点と総合ランクを、各受験者あて結果通知に記載する。したがって試験結果の口頭による開示は行わない。

## 6 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点、選考基準

満点 300点

イ 筆記試験等

教職・一般教養 100点

教科・科目 150点（実技試験を行うものは、教科・科目100点、実技試験50点）

ロ 集団討議 50点

選考基準 筆記試験等の合計得点と集団討議の得点とにより選考

(2) 第二次選考試験の配点、選考基準

満点 小学校及び特別支援学校小学部：500点

中学校、特別支援学校中学部、高等学校、養護教諭及び栄養教諭：450点

イ 模擬授業等 150点

ロ 個人面接1 150点

ハ 個人面接2 100点

ニ 作文 50点

ホ 実技試験（小学校及び特別支援学校小学部受験者のみ）音楽、図画工作 各25点

※ 適性検査 2種類実施

選考基準 第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合的に勘案し選考

(3) 評価の観点

イ 集団討議及び個人面接では、「教師としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。

ロ 模擬授業等では、「構成力」「表現力」「対応力」等について評価する。

ハ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。

ニ 実技試験では、「基本的な実技能力」「特技の程度」等について評価する。

## 7 留意事項

(1) 2校種以上に志願書を提出した場合は、すべて無効とする。

(2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること（身体障がい者特別選考の者は除く）。

(3) 試験会場の建物内では、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず

切ること。

(4) 選考試験会場への自家用車での来場は、禁止する。

(5) 選考試験会場は、敷地内禁煙とする。

(6) 不明な点については、教育庁総務課教職員室（電話023(630)2863又は023(630)2864）の教員採用担当に問い合わせること。なお、山形県ホームページ上でも試験等に関する情報を提供している。

<http://www.pref.yamagata.jp>

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成24年5月18日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 小 林 由 紀 子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の期間及び場所

| 区 分    | 期 間                          | 場 所                       |
|--------|------------------------------|---------------------------|
| 新規取得講習 | 平成24年7月6日（金）から同月11日（水）までの6日間 | 山形市東古館123番地<br>協同の杜J A研修所 |
| 追加取得講習 | 平成24年7月9日（月）から同月11日（水）までの3日間 |                           |

3 受講対象者

| 区 分    | 受 講 対 象 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規取得講習 | <p>法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（旧検定規則第1条第1項に規定する交通誘導業務（以下「交通誘導業務」という。）に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（交通誘導業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> |
| 追加取得講習 | <p>当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込みを行う日において、上記(1)から(4)までのいずれかに該当するもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## 4 定員

| 区 分    | 定 員 |
|--------|-----|
| 新規取得講習 | 30人 |
| 追加取得講習 | 15人 |

## 5 受講手続

## (1) 事前申込み

受講希望者は、事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

## ア 事前申込受付期間

平成24年5月28日（月）から同6月1日（金）までの日の午前9時から午後4時まで。

## イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

## ウ その他

事前申込者数が定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

## (2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者にあつては居住地を管轄する警察署に、山形県外に居住する者にあつては山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したもの）を直接持参すること。

| 区 分    | 書 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規取得講習 | (ア) 3の(1)に該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書<br>(イ) 3の(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し<br>(ウ) 3の(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面<br>(エ) 3の(4)に該当する者 次の受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書面<br>a 旧1級検定に合格した者 旧1級検定の合格証の写し<br>b 旧2級検定に合格した者 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面 |
| 追加取得講習 | (ア) 上記(ア)から(エ)までに掲げる書類のいずれかの書類<br>(イ) 指導教育責任者資格者証等の写し                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

## イ 提出期間

平成24年5月28日（月）から同年6月8日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで。

## ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める額に相当する山形県証紙で納付すること。

なお、既納の受講手数料については還付しない。



| 区 分    | 額       |
|--------|---------|
| 新規取得講習 | 38,000円 |
| 追加取得講習 | 14,000円 |

## 6 その他

- (1) 講習は、一般社団法人山形県警備業協会に委託して実施し、追加取得講習は、新規取得講習と合同で実施する。
- (2) 講習受講に当たっては、新規取得講習にあつては初日の午前9時10分まで、追加取得講習にあつては初日の午後1時まで受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察初動捜査支援システム機器（更新）の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成24年6月29日（金） 午前10時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び特定役務の名称並びに数量  
山形県警察初動捜査支援システム機器（更新）の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年12月1日～平成31年11月30日（7年間）
- (4) 納入期限 平成24年11月30日まで
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち4箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち4箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品と同等規模以上の業務の契約を地方公共団体と締結し、適正に履行した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- (7) 9の(1)に規定する応札物品仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部刑事企画課 電話番号023(626)0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書等」という。）を平成24年6月1日（金）午後4時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課に提出すること。この場合において、応札物品仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書等については、2の(1)の物品及び特定役務の仕様等に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書等を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the commodity to be required: Lease and maintenance service of The Yamagata Prefectural Police Primary Criminal Investigation Support System, 1 set
- (2) Time limit for tender: 10:30 AM June 29, 2012
- (3) Contact point for the notice: Investigative Planning Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters 2-8-1 Matunami, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan Tel. (023)626-0110